

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	品川区女性福祉資金貸付事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、品川区女性福祉資金貸付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

平成27年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	品川区女性福祉資金貸付事業
②事務の概要	<p>品川区女性福祉資金貸付条例に定められている資金の貸付および償還事務。 品川区内に住所を有する女性の経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的として、婦人相談員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸付けを行っている。</p> <p>次のすべての事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①貸付申請に係る事実についての審査(支給決定)②貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査③貸付に対する償還未済額の償還免除申請に対する応答④貸付に対する償還未済額の償還免除申請の受理⑤貸付申請に対する応答⑥貸付申請の受理
③システムの名称	母子女性福祉資金貸付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉資金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(予定)・品川区女性福祉資金貸付条例(昭和50年3月25日条例第26号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第14項、特定個人情報保護委員会規則(予定)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区子ども家庭支援課
②所属長	子ども家庭支援課長 廣田 富美恵
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子ども家庭支援課家庭支援係 品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども家庭支援課家庭支援係 品川区広町2-1-36

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

